

お知らせ（薬）010
平成30年8月28日

医薬品マスターの公表予定について

平成30年8月28日付け厚生労働省告示第311号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」において、注射薬「オブジーボ点滴静注」の薬価が改正となりました。

なお、改正後の薬価は平成30年11月1日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表については、平成30年10月下旬を予定していますのでお知らせします。